

平成 20 年度事後評価シート（平成 19 年度に実施した施策）

施策名	5. 生物多様性の保全と自然との共生の推進	評価年月	平成20年4月
総括部局及び総括課長名	自然環境局 総務課長 奥主喜美		

施策の位置づけ

環境基本計画における位置づけ(第2部)			平成19年度版環境・循環型社会白書における位置づけ (325ページ以降)		
政策	2章	環境保全施策の体系	政策 (章)	6章	自然環境の保全と自然のふれあいの推進
施策 (節)	1節	6 自然環境の保全と自然のふれあいの推進			
その他関連する個別計画		第三次生物多様性国家戦略			

環境・循環型社会白書「平成19年度環境の保全に関する施策・平成19年度循環型社会の形成に関する施策」から該当箇所を記載

施策について

施策の方針	生態系のもたらす恵みを将来にわたって継承するため、国土全体から地域までの様々なレベルにおいて、それぞれ多様な生態系及び動植物が保全され、持続可能な利用が図られる「自然と共生する社会」を実現する。				
予算動向		H17年度当初	H18年度当初	H19年度当初	<備考>
	金額(単位:千円)	16,461,934	16,499,350	16,042,056	
	一般会計	16,461,934	16,499,350	16,042,056	
	特別会計				
施策を構成する具体的手段	<p>【基盤的施策の実施及び国際的取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生物多様性国家戦略の実施、見直し。 ・自然環境保全のための政策の策定に必要な情報の収集、整備及び提供。 ・生物多様性保全に関する国民への普及広報、多様な主体の参画促進。 ・国際的枠組への参加等を通じた地球規模の生物多様性の保全。 				
	<p>【自然環境の保全・再生】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・里地里山などの二次的な自然環境や藻場・干潟等の特性に応じた適正な保全。 ・国所管の原生自然環境保全地域・自然環境保全地域・国立公園等の原生的な自然及び優れた自然の適正な保全管理。 ・多様な主体の参加と連携により、失われた自然を積極的に再生する事業の実施。 				
	<p>【野生生物の保護管理】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生息環境等の調査による現状把握、及び「絶滅のおそれのある野生生物種のリスト(レッドリスト)」の作成。 ・「種の保存法」に基づく、希少野生動植物種個体の取扱規制、対象種ごとの保護増殖事業計画の策定。生息状況等の調査による現状把握。 ・「鳥獣保護法」に基づく野生鳥獣の適正な保護管理と狩猟の適正化。 ・「カルタヘナ法」に基づく遺伝子組換え生物の国内使用規制の実施。 ・「外来生物法」に基づく、外来生物の国内における飼養等の規制、海外からの水際規制等の実施。 				
	<p>【動物の愛護及び管理】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「動物愛護管理法」に基づき策定された動物愛護管理基本指針に基づく施策の推進。 ・動物の虐待防止や適正飼養などの動物愛護及び動物の適正な管理を徹底していくための指導普及の推進。 ・ペットフードの安全性の確保のための規制の検討。 				
	<p>【自然とのふれあいの推進】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自然公園等の優れた自然を有する地域から、身近な自然を有する地域までの幅広いフィールドにおける施設整備。 ・自然とのふれあい活動をサポートする人材の育成・確保、自然とのふれあい行事や自然体験プログラムの提供、自然とのふれあいに関する情報の提供。 ・議員立法により成立した「エコツーリズム推進法」(平成19年6月27日公布)を受けた、「エコツーリズム推進基 				

本方針」の検討。

・「温泉法」に基づく、温泉資源の保護対策及び適正利用に係る検討・調査等の実施。

施策の方針に対する総合的な評価

【基盤的施策の実施及び国際的取組】

新・生物多様性国家戦略に沿って、各種具体的な施策、政策の策定に必要な情報の収集・整備・提供、国民への普及広報の促進、サンゴ礁や渡り鳥の保全のための国際的取組等が着実に推進され、目標達成に向け一定の進展があった。

生物多様性条約第10回締約国会議の招致に向けた情報収集や他国への働きかけ等の取組を推進した。自然環境の状況や社会経済の変化を施策に反映させるため、新・生物多様性国家戦略を見直し、第三次生物多様性国家戦略を策定した。

【自然環境の保全・再生】

原生的な自然環境、優れた自然、里地里山などの二次的な自然環境及び干潟などの湿地について、効果的な保全・管理に資する取組が進められ、自然再生推進法の運用及び自然再生事業の実施により、自然環境の再生が図られつつあり、目標達成に向けた着実な進展があった。なお、自然再生推進法については、法施行後5年を経過したことを受け、自然再生事業の進捗状況について検証した。

【野生生物の保護管理】

レッドリストの第2次見直し作業を終了し、その成果を社会に広く公表した他、保護増殖事業の推進、緊急指定種の指定、国指定鳥獣保護区の指定などの各種施策を推進するとともに、外来生物法に基づき特定外来生物の国内への侵入防止や防除を実施するなど、目標達成に向けて一定の成果を上げた。また、鳥獣保護法に基づく狩猟鳥獣の追加等が行われ、人と鳥獣の関係の再構築に向けた進展があった。

【動物の愛護及び管理】

動物愛護管理に対する普及啓発の推進、自治体に対する技術的助言、さらに、所有者明示を推進するためのパンフレットの作成・配布及び動物愛護センター等に収容された犬ねこの殺処分数を減少させていくための再飼養支援データベース・ネットワークシステムの整備等の取組により、都道府県による犬ねこの引取数が減少の傾向を維持する等、人と動物との共生など目標達成に向け期待どおりの成果が得られた。

平成19年3月、米国において有害物質が混入したペットフードに起因し多数の犬ねこに健康被害が生じ社会問題となったこと等を踏まえ、平成20年3月、「愛がん動物用飼料の安全性の確保に関する法律案」を国会に提出し、ペットフードの安全性の確保に取り組んだ。

【自然とのふれあいの推進】

自然とのふれあい活動のサポート、自然とふれあうための機会や情報の提供、人材育成、自然とのふれあいの場の整備の推進により、自然とのふれあいを求める国民のニーズに応えるとともに、自然とのふれあい活動を通じて自然への理解を深め、自然を大切にしたい気持ちの育成が図られた。

議員立法により「エコツーリズム推進法」(平成19年6月16日公布)が制定され、エコツーリズムに関する一定のルール確立がみられたことと、エコツーリズムの取組に対する情報の提供や人材育成、セミナー等の開催によるエコツーリズムの普及啓発に努めたことが相まって、エコツーリズムに関する取組の拡大、浸透が図られた。

2度にわたる温泉法の一部改正等により、温泉資源保護対策、国民の温泉に対するニーズに対応するための情報提供の充実、温泉の採取等に伴い発生する可燃性天然ガスによる災害の防止対策など、温泉行政に関する制度の見直しについて大きな進捗が見られた。



今後の主な課題

【基盤的施策の実施及び国際的取組】

依然として多くの動植物が絶滅の危機に瀕していること、沿岸部の埋立てや林地・農地の耕作等放棄が依然進行していることなどから、第三次生物多様性国家戦略に示された4つの基本戦略に基づき、社会情勢の変化等を踏まえた生物多様性の状況把握と保全のための対応、国民への普及広報及び多様な主体の参画促進が必要。

生物多様性条約の第10回締約国会議の招致、開催に向け、国際的取組を一層充実させることが必要。

【自然環境の保全・再生】

国立公園や世界自然遺産地域などの原生的な自然環境、優れた自然及び里地里山などの二次的な自然環境、沿岸海域などの効果的な保全・管理について、目標達成のためのより効果的な手法を検討。地域の多様な主体の参画による自然再生事業を着実に実施する必要。

【野生生物の保護管理】

レッドリストの定期的な見直しと、そのための継続的な情報の収集。
種の保存法に基づく、希少種の流通の適正化や、トキ等の野生復帰事業を始めとした保護増殖事業等のさらなる推進。
鳥獣保護法に基づく具体的施策の展開や野生鳥獣の感染症等のモニタリングの実施、鳥獣被害に強い地域づくりの推進。
渡り鳥等の保護に係る二国間条約・協定や多国間パートナーシップ等の国際的な枠組みによる、生態系ネットワークの形成、ラムサール条約湿地の登録、保全等の推進。

【動物の愛護及び管理】

ますます多様化している国民の動物の愛護及び管理に関する要望等へのきめ細かい対応と対策。
動物愛護センター等に収容された動物の殺処分数を減少させていくための、再飼養支援データベース・ネットワークシステムへの参画自治体の増加及び適正譲渡の推進。
動物の所有者明示を推進するための、マイクロチップによる個体識別措置の普及・推進。
動物愛護管理について、更なる法律等の周知及び国民への普及の強化。
ペットフードの安全性の確保のための、必要な基準・規格及び体制の整備。

【自然とのふれあいの推進】

国立公園における自然体験活動の充実及び解説に携わる人材の育成・確保。
地域資源の持続的な保全・活用(エコツーリズムの推進)及び情報提供の質及び利便性の向上。
環境教育・環境学習、自然環境の保全・再生等の視点を踏まえた施設整備の重点的・計画的推進。
温泉法の改正内容等の適正な運用の推進。
温泉の持続的かつ適正な利用を図り、また魅力ある温泉地づくりを支援するための取組の推進。



今後の主な取組

【基盤的施策の実施及び国際的取組】

第三次生物多様性国家戦略に示された各種施策を推進する。
このうち、平成 20 年度からの新たな取組として、生態系総合監視システムの構築、海洋生物多様性情報の収集整備、わが国の生物多様性の総合評価、国民への普及広報、多様な主体の参画促進、アジア太平洋地域における生物多様性情報の整備・共有に係る事業を開始する。
引き続き生物多様性条約の第 10 回締約国会議の招致、開催に向けた取組を行う。

【自然環境の保全・再生】

自然公園等において、生物多様性保全の観点からの保護施策を強化するとともに、生態系ネットワーク形成を推進する。また、国立・国定公園等の指定地域を総点検し、全国的な指定の見直し・再配置を進めるため、自然環境や社会状況等の調査を推進する。
地域と共存し、地域との協働により保全を図る日本型国立公園制度の特徴をさらに発展させるとともに、アジア等諸外国に発信していく。
世界自然遺産地域に関する調査及び適切な保全・管理を実施するとともに、新たな世界自然遺産への推薦及び登録を目指した取組を進めることとし、関係省庁との連携や自然環境データの蓄積を一層強化する。
自然再生に関する国民への普及啓発活動を推進するとともに、地域住民や NPO 等に対する支援の充実を検討する。

【野生生物の保護管理】

レッドリストの見直し結果を踏まえ、特に保護の優先度が高い種について詳細な調査を行った上で、種の保存法に

基づく国内希少野生動植物種への指定を含む適切な対応を行う。

トキの野生復帰に向けた試験放鳥の開始、ヤンバルクイナの生息域外保全の開始など、保護増殖事業の着実な推進を図る。

鳥獣保護法等に基づく具体的施策の展開や鳥インフルエンザウイルスの保有状況のモニタリング調査等により野生鳥獣の保護管理を強化し、より科学的・計画的な保護管理を推進する。

ラムサール条約湿地の保全等に係る普及啓発を推進するとともに、渡り鳥等の保護に係る国際的な枠組みの活用を進める。

【動物の愛護及び管理】

動物の愛護、適正飼養に関する一層の普及啓発を図るほか、都道府県等の動物愛護管理担当職員の知識、技能の向上を図るため講習会を実施する。

再飼養支援データベース・ネットワークシステムの参加自治体数の増加(前年度比10増加の46自治体)、システムのより一層の充実(相互リンクの充実等)を図るとともに適正譲渡講習会を開催する。

マイクロチップを始めとする個体識別措置のより一層の普及を図る。

ホームページや各種パンフレット等の活用により、動物愛護管理法等について国民へのより一層の周知、普及啓発を図る。

ペットフードの安全性に関する基準・規格の策定、「愛がん動物用飼料の安全性の確保に関する法律案」の実施に必要な体制整備として人員の要求、適正な給餌の在り方を含む一般向けのガイドラインの作成等を通じ、ペットフードの安全性の確保を促進する。

【自然とのふれあいの推進】

パークボランティアなどの人材の育成・確保を図るとともに、自然体験の機会や情報を積極的に提供する。

平成20年4月エコツーリズム推進法の施行を踏まえ、エコツーリズム推進基本方針を策定するとともに、地域の自然環境の保全に配慮しつつ、地域の創意工夫を生かしたエコツーリズムのより一層の普及・定着を図るため、セミナー等による普及啓発、ノウハウ確立、人材育成等を総合的に実施する。

環境教育・環境学習、自然環境の保全・再生等の視点を踏まえ、省エネルギー設備の導入、木材利用、バリアフリー化等に配慮しつつ、施設整備の重点的・計画的推進を図る。

温泉法の改正内容等の適正な運用を図るための政省令等を整備する。

温泉の持続的かつ適正な利用を図るため、禁忌症及び適応症に関する最近の医学的知見を踏まえた検討調査の継続実施や大深度掘削泉からの揚湯による温泉資源や周辺地盤等への影響調査など中央環境審議会答申において指摘された検討調査を実施する。



施策の方向性		施策の改善・見直し
	-a	施策の重点化等
	-b	施策の一部の廃止・完了・休止・中止
		取組みを引き続き推進
		施策の廃止・完了・休止・中止
		機構要求を図る
		定員要求を図る

今後の施策の方向性	予算要求等への反映	
	機構・定員要求への反映	

当該施策を構成する目標・指標及び評価

目標 5-1	基盤的施策の実施及び国際的取組	
	生物多様性国家戦略を始めとする自然環境保全のための政策の策定、及びそのために必要な情報の収集・整備・提供を行う。また、国際的枠組への参加等を通じて地球規模の生物多様性の保全を図る。	
環境・循環型社会白書における位置づけ	6章1節	生物多様性の保全のための国家戦略及び自然環境保全調査
	6章8節	生物多様性に関する国際的取組

関係課・室	自然環境計画課、野生生物課						
指標の名称及び単位	(間接)モニタリングサイト設置数[箇所]						
指標年度等	H15年度	H16年度	H17年度	H18年度	H19年度	目標年	目標値
指標	120	406	618	800	1036	H19年度	1000
目標を設定した根拠等	基準年	H14年度		基準年の値	0		
	根拠等	新・生物多様性国家戦略					
評価・分析	【達成の状況】						
	<p>新・生物多様性国家戦略に沿って、各種具体的な施策、政策の策定に必要な情報の収集・整備・提供、国民への普及広報の促進、サンゴ礁や渡り鳥の保全のための国際的取組等が着実に推進され、目標達成に向け一定の進展があった。</p> <p>生物多様性条約第10回締約国会議の招致に向けた情報収集や他国への働きかけ等の取組を推進した。</p> <p>自然環境の状況や社会経済の変化を施策に反映させるため、新・生物多様性国家戦略を見直し、第三次生物多様性国家戦略を策定した。</p>						
	【必要性】						
	<p>生物多様性のもたらす恵みを将来にわたって継承し、自然と人間との調和ある共存が確保された「自然と共生する社会」を構築するために、新・生物多様性国家戦略(平成14年3月策定)を改定した第三次生物多様性国家戦略(平成19年11月)に基づき、着実な成果をあげていくことが必要である。</p> <p>生物多様性の保全は人類共通の課題であり、世界的に生物多様性の喪失が進行していることから、国際的枠組み等を活用しつつ、国際的連携の強化を図るとともに、生物多様性分野における国際的なリーダーシップを発揮していく必要がある。</p>						
評価・分析	【有効性】						
	<p>生物多様性施策の基礎となる自然環境の基盤情報として、植生、動植物分布、浅海域データ等が着実に蓄積され、生態系のきめ細かな管理を進める上で効果的な事業の実施に寄与できた。</p> <p>モニタリングサイトの設定について、目標年である平成19年度に目標値を達成するなど、目標達成に向け進展があった。</p> <p>自然環境の状況や社会経済の変化を施策に反映させるため、新・生物多様性国家戦略を見直し、第三次生物多様性国家戦略を策定した。</p> <p>サンゴ礁や渡り鳥の保全のための国際的取組への参加、国際条約の適切な履行、NGO等への拠出等によって、自然環境保全分野での国際協力を積極的に推進しており、国際的な評価を得ている。特に、平成18年11月には日豪政府の主導により「東アジア・オーストラリア地域フライウェイ・パートナーシップ」が発足し、アジア太平洋地域における渡り鳥保全にかかる国際協力体制が強化され、地球規模の生物多様性の保全に寄与できた。</p> <p>国際サンゴ礁イニシアティブ(ICRI)総会を我が国で開催(平成19年4月:東京)するなど、国際的なサンゴ礁保全においてリーダーシップを発揮した。</p>						
	【効率性】						
	<p>新・生物多様性国家戦略、第三次生物多様性国家戦略では、様々な要素を勘案した上で目標達成のための道筋及び様々な主体の連携が整理されており、今後の施策を円滑かつ効率的に進めることが可能となっている。</p>						



<今後の展開>

第三次生物多様性国家戦略に示された各種施策を展開する。特に、新たな取組として、我が国の生物多様性の総合評価の実施や、国民への普及広報・多様な主体の参画促進の強化を行う。

第三次生物多様性国家戦略を踏まえつつ、我が国の自然環境の状況について、より一層充実した情報の整備を

図るための取組を推進する。

引き続き生物多様性条約第10回締約国会議の招致、開催に向けた取組を行う。また、生物多様性条約第10回締約国会議で議論される次期世界目標の設定等主要な議題についての議論をリードするため、情報の収集、整備、発信等を行う。

平成19年4月の国際サンゴ礁イニシアティブ(ICRI)総会において表明した「国際サンゴ礁保護区ネットワーク会議」を開催し、国際的なサンゴ礁保全においてリーダーシップを発揮する。

目標 5-2	自然環境の保全・再生								
	原生的な自然及び優れた自然の保全を図り、里地里山などの二次的な自然についてその特性に応じた保全を図るとともに、過去に失われた自然を積極的に再生する事業と、自然再生に係る地域活動を推進するための支援を実施することで、自然環境の保全・再生を図る。								
環境・循環型社会白書における位置づけ	6章2節 重要地域の保全と生態系ネットワークの形成								
	6章6節 里地里山の保全と持続可能な利用								
	6章7節 湿原・干潟・浅海域等湿地の保全								
	6章5節 自然の再生								
	6章4節 野生生物の保護管理								
関係課・室	自然環境計画課、国立公園課								
指標の名称及び単位	(間接)国立公園計画の点検実施済地域数[地域] (間接)自然再生推進法に基づく協議会数[協議会] (間接)環境省の自然再生事業実施地区数[地区]								
指標年等	H15年度	H16年度	H17年度	H18年度	H19年度	目標年	目標値		
指標		21	23	33	36	35	H19年度	57	
		4	13	18	18	19	-	増加傾向を維持	
		17	21	18	19	19			
目標を設定した根拠等	基準年	-			基準年の値	-			
	根拠等	国立公園の57地域すべてにおいて概ね5年ごとに実施する必要がある。							
評価・分析	【達成の状況】								
	原生的な自然環境、優れた自然、里地里山などの二次的な自然環境及び干潟などの湿地について、効果的な保全・管理に資する取組が進められ、自然再生推進法の運用及び自然再生事業の実施により、自然環境の再生が図られつつあり、目標達成に向けた着実な進展があった。なお、自然再生推進法については、法施行後5年を経過したことを受け、自然再生事業の進捗状況について検証した。								
	【必要性】								
	<p>自然環境保全地域、自然公園等は、我が国における生物多様性保全施策の骨格を成す保護地域制度であり、国が適正な保全管理を行っていくことが必要である。</p> <p>特に国立公園は、環境基本計画及び第三次生物多様性国家戦略において記述されているとおり、自然環境の保全及び自然とのふれあいの推進の観点から、保全管理の責任を有する国(環境省)が、国民共通の財産として、保全管理の充実を図る必要がある。さらに三位一体の改革においても、国立公園の主要な公園事業は国が実施することと整理された。</p> <p>生物多様性保全のためには、全国的見地や国際的見地からも、里地里山の保全と持続的な利用の推進、湿地・干潟・藻場・サンゴ礁等の重要地域の保全の強化及びそれらを核とした生態系ネットワークを形成していくことが必要である。</p> <p>かつて身近な生物であったメダカが絶滅危惧種となるなど、我が国の生態系は衰弱しつつある。このため、地域住民、専門家、NPO等多様な主体の参画によって、残された生態系の保全、過去に失われた自然の再生・修復を行っていくことが必要である。</p>								
【有効性】									
国立・国定公園における自然環境の適切な保全と利用のため、各地の国立・国定公園の公園計画									

を点検・変更した。国立公園のうち、過去5年間に公園計画の点検が終了した地域は、35地域であり、全地域(57地域)で点検を実施するという目標に対して61%の達成率となっている

平成19年8月、日光国立公園の尾瀬地域に会津駒ヶ岳及び田代山・帝釈山周辺地域を併せた37,200haの地域を尾瀬国立公園として、丹後半島の海岸部、半島中央の世屋高原及び半島南部の大江山連峰から成る19,023haの地域を丹後天橋立大江山国立公園として指定した。国立公園では17年ぶり、国立公園では20年ぶりとなる新規指定であり、これで我が国の国立公園の数は29、国立公園の数は56となった。公園区域及び公園計画の見直しについて、平成19年度は、8つの国立・国立公園において行った。これらの見直しでは、西表国立公園における石垣島地域の公園区域への編入とそれに伴う西表石垣国立公園への名称変更、その他2つの国立・国立公園において公園区域及び特別保護地区が拡張された。これにより、国土全体の9%が国立・国立公園に指定され、優れた自然の風景地や当該地における生物多様性保全が図られている。

平成19年9月1日より、吉野熊野国立公園の西大台地区において、全国で初めてとなる利用調整地区の運用を開始し、一定のルールのもとで優れた自然環境の持続的な利用を図る取組を始めた。グリーンワーカー事業による海岸漂着ゴミ等の清掃、外来生物の駆除、景観対策としての展望地の再整備、登山道の補修、サンゴ礁保護のためのオニヒトデ等の駆除、山小屋のし尿処理施設整備に係る補助制度の活用等により、国立公園等の保安全管理の充実を着実に推進した。

地域と共存し、地域との協働により保全を図る日本型国立公園制度の特徴をさらに発展させるとともに、アジア等諸外国に発信するため、外国語版のパンフレットやDVDを作成した。

世界自然遺産「知床」については、平成19年12月、「海域管理計画」を策定するとともに、平成20年2月、ユネスコ世界遺産センターより保全状況に関する調査団を招聘し、取組状況等を説明するなど、世界遺産登録の際に受けた勧告に、着実に対応した。

里地里山等については、里地里山保全・再生モデル事業を通じ、地域特性に応じた、保全再生のための実践とそのノウハウの蓄積に加え、専門家、団体等のネットワークが形成された。

海域については、「国立・国立公園海域保全方策検討業務」を実施し、海域の国立・国立公園の現状と保全上の課題等を整理し、必要な対策を検討するための基礎的情報を収集した。

干潟・藻場等の湿地については、干潟の底生生物や藻場の海草の生育状況等の基礎的情報の整備により、干潟、藻場、マングローブ等のタイプごとの保全策の立案に有効な基盤の整備が進められた。

自然再生事業は、計画段階から専門家、地域住民等の参画を得て実施しており、地域の自然特性に応じた細やかな取組を関係者の合意を得つつ推進することが可能となっており、自然再生事業実施区域は、自然環境学習の場として、将来にわたって市民等に活用されることが期待される。

自然再生推進法の運用を推進することにより、平成19年度末現在、全国で同法に基づく自然再生協議会が計19箇所(19年度単年度に1箇所設立されている。また、同法に基づく自然再生全体構想が18箇所策定され、自然再生事業実施計画が14件(19年度単年度に2件)主務大臣に送付されている。

【効率性】

我が国の自然公園制度は、アメリカの国立公園などとは異なり、環境省又は都道府県が公園専用地として土地の所有権や管理権を有せず、一定の行為制限の下で自然を保護するとともに、公園サービスを地方自治体との役割分担や民間活力の活用により提供する仕組みとなっている。このため、自然公園については、地方自治体や地域社会の理解と協力を得ながら、保護と利用の両方をバランス良く推進していくことにより、効率的に自然環境の保全を図っている。

湿原、干潟、藻場等の各生態系タイプの最も望ましい保全策を明らかにしていくに当たり、浅海域調査等の結果を活用して、沿岸域などの保全地域以外の湿地等も含めて湿地保全等に係る検討を進めることは効率的かつ効果的である。

自然再生事業については、基礎調査や計画段階から、様々な主体の参画を得て地元との合意形成を図っており、効率的に事業を推進している。

自然再生推進法の運用により、地域住民、NPO等が主体となった自然再生を効率的に推進している。



<今後の展開>

自然公園等において、生物多様性保全の観点からの保護施策を強化するとともに、生態系ネットワーク形成を推進する。

自然環境や社会状況、風景評価の多様化などの変化を踏まえ、国立・国定公園の選定基準について検討を行い、すべての国立・国定公園の指定状況について、全国的な見直しを行う。

海域の国立・国定公園の統合的管理や利用調整のあり方を検討するとともに、公園区域の見直しや再配置、捕獲規制種の見直し等を行い、同地区における適正な保全と利用を推進する。

平成19年4月に制定された海洋基本法及び同法に基づき平成20年3月に策定された海洋基本計画を受け、我が国の海洋生物多様性の情報の収集・整備及び保全戦略の策定、並びに関係府省と連携し、海洋保護区のあり方について検討を行う。

広範な関係者の参加による魅力的な国立公園づくりを進めるため、国、地方公共団体、地域住民、専門家、企業、NGOなどの公園の管理運営を担う関係者が円滑に協働できる体制・手法について検討し、各国立公園で管理運営体制の再構築に向けた取組を実施する。そのため、尾瀬、上信越高原などの各国立公園でモデル的取組を実施する。

地域と共存し、地域との協働により保全を図る日本型国立公園制度の特徴をさらに発展させるとともに、アジア等諸外国に発信していく。

世界自然遺産地域に関する調査及び適切な保全・管理を実施するとともに、世界自然遺産の推薦候補地として選定された2地域(小笠原諸島、琉球諸島)の推薦・登録を目指し、保護地域の拡大や外来生物対策の推進など条件の整備を進める。

多様な主体が里地里山地域を管理し、持続的に利用する枠組みの構築に必要な検討を行う。また、世界各地での自然共生社会の実現のため、アジア各国等と協調し、人と自然の共生、そして生物多様性保全とその持続的な利活用を「SATOYAMA」をモデルとして、世界に提案・発信し、広く普及を図っていく。

国際サンゴ礁イニシアティブ(ICRI)において決定した「国際サンゴ礁年 2008」の趣旨に沿って、サンゴ礁の価値及び危機的状況、多様な主体の取組等を広く国民に周知するため普及活動を行う。

自然再生に関する普及啓発活動を推進するとともに、地域住民、NPO等に対する支援の充実を検討する。

自然再生推進法は、平成20年1月をもって法施行後5年が経過したことを受け、法施行状況及び必要な措置の検討を実施した。この結果を踏まえ、現在実施中の自然再生事業や地域の自然再生活動への支援等を着実に推進する。

目標 5-3	野生生物の保護管理						
	希少野生動植物の保護・増殖による種の保存や生息状況等の調査による現状把握、野生鳥獣の適正な保護・管理と狩猟の適正化、遺伝子組換え生物対策の推進、侵略的な外来生物対策の推進、等により生物多様性等への影響を防止する。						
環境・循環型社会白書における位置づけ	6章3節 外来生物等への対応 6章4節 野生生物の保護管理						
関係課・室	野生生物課						
指標の名称及び単位	(参考)脊椎動物分類群における評価対象種(レッドリスト作成に係る種。以下同じ。)に対する絶滅のおそれのある種数の割合[種数/種数] (参考)昆虫分類群における評価対象種に対する絶滅のおそれのある種数の割合[種数/種数] (参考)維管束植物分類群における評価対象種に対する絶滅のおそれのある種数の割合[種数/種数] (参考)保護増殖事業計画数[計画] (参考)国指定鳥獣保護区指定箇所数[箇所] (参考)特定外来生物指定種類数						
指標年度	H15年度	H16年度	H17年度	H18年度	H19年度	目標年	目標値
指標	245/約1350	245/約1350	245/約1350	268/約1350	330/約1450	-	-

	139/約 30000	139/約 30000	139/約 30000	171/約 30000	239/約 30000	-	-
	1665/約 7000	1665/約 7000	1665/約 7000	1665/約 7000	1690/約 7000	-	-
	21	34	37	38	38	-	-
	59	60	66	66	66	H23 年度	88
			80	83	96	-	-

目標を設定 した根拠等	基準年	H16 年度		基準年の値	60		
	根拠等	全国的又は国際的な見地から鳥獣の保護上重要な地域を指定計画に掲げたもの					

評価・分析	<p>【達成の状況】</p> <p>レッドリストの第2次見直し作業を終了し、その成果を社会に広く公表した他、保護増殖事業の推進、緊急指定種の指定、国指定鳥獣保護区の指定などの各種施策を推進するとともに、外来生物法に基づき特定外来生物の国内への侵入防止や防除を実施するなど、目標達成に向けて一定の成果を果たした。また、鳥獣保護法に基づく狩猟鳥獣の追加等が行われ、人と鳥獣の関係の再構築に向けた進展があった。</p> <p>【必要性】</p> <p>野生生物の保護によって確保される自然環境の恵沢は、国民生活の基盤となる公益性の高いものであり、国が主体的及び広域的に施策を行う必要がある。</p> <p>特に、捕獲・採取等の圧力、生息・生育環境の悪化、外来生物による捕食や競合等による絶滅のおそれのある野生動植物種の増加、野生鳥獣による農林業等の被害の発生、遺伝子組換え生物等や外来生物による生態系への悪影響などに対し、的確かつ迅速な対応を求める国民ニーズの高まりを踏まえると、国による当該施策の必要性は高い。</p> <p>【有効性】</p> <p>レッドリストの改訂と、継続的な調査研究の実施等により、希少野生動植物の保護対策を進めるための科学的な基盤の整備に進歩が見られた。</p> <p>レッドリストを踏まえた各種保護活動の結果、サクラソウ、アサザがVU(「絶滅危惧II類」:絶滅の危険が増大している種)からNT(「準絶滅危惧」:現時点では絶滅危険度は小さいが、生息条件の変化によっては「絶滅危惧」に移行する可能性のある種)に変更されるなど絶滅のおそれのランクが下がった種が見られた。</p> <p>緊急指定種の指定、生息域外保全等の保護増殖事業の推進などにより、希少野生動植物の保護施策に進歩が見られた。</p> <p>狩猟鳥獣へのカワウの追加、狩猟鳥獣であるウズラについての5年間の捕獲等の禁止等、鳥獣保護法に基づく狩猟鳥獣とその捕獲規制に係る見直しを行うなど、野生鳥獣の保護管理上進捗が見られた。</p> <p>カルタヘナ法に基づいて遺伝子組換え生物等の使用等に先立ち生物多様性影響評価を行うことにより、遺伝子組換え生物等が生態系を攪乱する等の生物多様性への影響の防止が図られた。</p> <p>外来生物法の施行により、特定外来生物の輸入の制限、早期発見・早期対応、防除(影響緩和)等の対策が進捗し、外来生物による生態系等への被害の防止が図られた。</p> <p>【効率性】</p> <p>野生生物の保護管理に関する各種施策については、科学的データの収集等により、施策の対象とする種、地域についての優先順位を見極めつつ、これに従って進めることにより施策の効率性を高めている。</p> <p>特に外来生物等による影響には不可逆的なものもあり、定着した外来生物等が個体数を急激に増加させることなどによりその影響がさらに大きくなる可能性があることから、予防的観点に立った施策の推進が外来生物等の対策の効率性が高まる。</p>
-------	--



<p><今後の展開></p> <p>特に保護の必要性の高い種については、種の保存法に基づく国内希少野生動植物種への指定を含めた対応を</p>

進める。

種の保存法の適正な運用により、トキの野生復帰に向けた取組を推進させるなど、希少野生動植物種の保護増殖事業の着実な推進を図る。

鳥獣保護法等に基づき野生鳥獣の保護管理を強化する一方、人と野生鳥獣の関係の再構築に向け、より科学的・計画的な保護管理を推進する。

鳥インフルエンザ・ウイルスの保有状況のモニタリング調査等を引き続き実施する。

国指定鳥獣保護区の計画的な指定や、ラムサール条約湿地の保全と賢明な利用に係る普及啓発を推進するとともに、渡り鳥等の保護に係る国際的な枠組みの活用を進める。

カルタヘナ法に基づく遺伝子組換え生物等の審査を適切に実施するとともに、環境中における生育状況の把握に努める。

特定外来生物等の指定、防除事業の実施等を進めるとともに、非意図的導入生物対策の検討等に着手し、生物多様性への影響防止及び影響緩和対策の総合的・体系的な推進を図る。

目標 5-4	動物の愛護及び管理							
	自治体、動物販売業者による飼い主等への適切な指導、情報提供の確保、地域における動物の適正飼養推進のための体制作りを推進することにより動物の愛護と適正な管理についての国民の意識の向上を図る。							
環境・循環型社会白書における位置づけ	6章 11節 飼養動物の愛護・管理							
関係課・室	動物愛護管理室							
指標の名称及び単位	(間接)都道府県等による犬ねこの引取り数[頭]							
指標年度等	H15年度	H16年度	H17年度	H18年度	H19年度	目標年	目標値	
指標	465787	418413	392232	374160	集計中	-	減少傾向の維持	
目標を設定した根拠等	基準年	-			基準年の値	-		
	根拠等	動物の愛護及び管理に関する法律(昭和48年法律第105号)						
評価・分析	【達成の状況】							
	<p>動物愛護管理に対する普及啓発の推進、自治体に対する技術的助言、さらに、所有者明示を推進するためのパンフレットの作成・配布及び動物愛護センター等に収容された犬ねこの殺処分数を減少させていくための再飼養支援データベース・ネットワークシステムの整備等の取組により、都道府県による犬ねこの引取り数が減少の傾向を維持する等、人と動物との共生など目標達成に向け期待どおりの成果が得られた。</p> <p>平成19年3月、米国において有害物質が混入したペットフードに起因し多数の犬ねこに健康被害が生じ社会問題となったこと等を踏まえ、平成20年3月、ペットフードの安全性を確保するための「愛がん動物用飼料の安全性の確保に関する法律案」を国会に提出し、ペットフードの安全性の確保に取り組んだ。</p>							
評価・分析	【必要性】							
	<p>都市化の進展や少子高齢化等により、ペット動物の重要性が高まる一方で、動物の虐待事件や不適正な飼養によるトラブル等の問題が顕在化しており、動物の適正な飼養管理が社会全体から望まれている。</p> <p>動物の愛護と適正な管理を維持するため、国や都道府県等の行政のみならず、獣医師や愛護団体、動物取扱業者等の民間とも連携協力して取り組んでいく必要がある。</p> <p>ペットフードの安全性の確保に関しては、これまで規制する法律がなく、問題発生の防止及び問題が発生した場合の迅速な対応のためには法規制が必要である。</p>							

	<p>【有効性】</p> <p>以下の取組を通じ、都道府県等による犬ねこの引取数の減少傾向を維持する等の成果が得られた。</p> <ul style="list-style-type: none"> 動物愛護週間中に中央行事及び地方行事を実施するとともに、動物の愛護や動物による迷惑防止等の啓発ポスターを作成することにより、広く国民の間に動物の愛護と適正な飼養についての関心と理解の深化を図った。 都道府県等の動物愛護管理行政担当職員の知識、技能の向上を図ることを目的とした講習会を実施した。 都道府県等における引取動物や収容動物の譲渡及び返還の促進のためのインターネットを活用した広域的なデータベース・ネットワークシステムの運用や、適正譲渡講習会の実施や DVD 教材の作成等により、動物の終生飼養を推進した。 改正動物愛護管理法の内容についての周知・普及を行い、動物愛護管理基本指針のフォローアップ・改定及び施策の推進を図るための基礎的なデータの収集に着手することにより、改正動物愛護管理法の適切かつ着実な運用に向け取り組んだ。 <p>ペットフードの安全性の確保のため「愛がん動物用飼料の安全性の確保に関する法律案」を国会に提出した。本法案が施行されれば、ペットフードの製造業者、輸入業者及び販売業者に対し必要な規制をかけ、ペット(犬及びねこ)の健康を保護することが可能となる。</p> <p>【効率性】</p> <p>動物の愛護と適正な管理について、動物愛護週間中央行事の開催やパンフレットの配布等を環境省(地方環境事務所を含む)、地方公共団体だけでなく、民間団体と連携して行い、また、政府広報やテレビ、ラジオ等の多種の媒体を積極的に活用することで、より多くの国民に向け、効率的に普及啓発を行うよう努めた。</p> <p>再飼養支援データベース・ネットワークシステムについては、地方公共団体や民間団体等との役割分担のもと、インターネット等の情報システムを活用して効率性の向上に努めた。</p> <p>「愛がん動物用飼料の安全性の確保に関する法律案」は、全国に広く流通するペットフードの安全性を効率的に確保するため、農林水産省と共管とし、両省の地方支分局を活用し運用することとしている。</p>
--	---



<今後の展開>	
<p>動物の愛護及び適正飼養の一層の普及啓発を図るとともに、官民連携して動物の愛護及び管理に取り組むこと、そうした取組に対する支援等を幅広く推進する。</p> <p>平成 18 年 10 月に策定された動物の愛護及び管理に関する基本指針の一層の普及啓発並びにフォローアップを実施する。</p> <p>引き続き、個体識別措置の普及等の措置を実施する。</p> <p>再飼養支援データベース・ネットワークシステムについて参加自治体数の増加等、システムのより一層の充実を図るとともに適正譲渡講習会等を開催する。</p> <p>既に作成した特定動物(危険な動物)の適正飼養マニュアル等を基に、都道府県等の動物愛護管理担当職員の知識や技能の向上を目的とした講習会を実施する。</p> <p>ペットフードの安全性に関する基準・規格の策定、「愛がん動物用飼料の安全性の確保に関する法律案」の実施に必要な体制整備及び適正な給餌の在り方を含む一般向けのガイドラインの作成を行う。</p>	

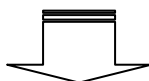
目標 5-5	自然とのふれあいの推進
	<p>自然とのふれあい活動をサポートする人材の育成・確保や自然とふれあうための機会や情報の提供、温泉の適正な利用を通じて、自然とのふれあいを求める国民のニーズに的確に応え、自然への理解や大切にする気持ちを育成する。</p>
環境・循環型社会白書における位置づけ	<p>6 章 9 節 自然とのふれあいの推進</p>

関係課・室	自然ふれあい推進室、自然環境整備担当参事官室							
指標の名称及び単位	エコツアー総覧の年間アクセス件数[件] (参考)自然公園等利用者数[千人] (参考)パークボランティア登録人数/地区数[人/地区] (参考)子どもパークレンジャー参加者数[人] (参考)インターネット自然研究所のアクセス数(1月のアクセス数)[件] (参考)国民保養温泉地年度延宿泊利用人数[人]							
指標年度等	H15年度	H16年度	H17年度	H18年度	H19年度	目標年	目標値	
指標	-	319,472	606,977	831,208	871,229		21年度末時点で17年度比50%増	
	916,716	908,118	905,269	905,668	集計中	-	-	
	1,616/36	1,737/38	1,825/40	1,815/40	1,793/40	-	-	
	1,064	834	840	1,515	2,191	-	-	
	897,229	1,163,618	1,321,705	1,277,642	1,383,660	-	-	
	15,320,428	15,098,986	14,725,041	14,415,086	集計中	-	-	
目標を設定した根拠等	基準年	-	基準年の値		-			
	根拠等	-						
評価・分析	【達成の状況】 自然とのふれあい活動のサポート、自然とふれあうための機会や情報の提供、人材育成、自然とのふれあいの場の整備の推進により、自然とのふれあいを求める国民のニーズに応えるとともに、自然とのふれあい活動を通じて自然への理解を深め、自然を大切にす気持ちの育成が図られた。議員立法により「エコツーリズム推進法」(平成19年6月16日公布)が制定され、エコツーリズムに関する一定のルール確立がみられたことと、エコツーリズムの取組に対する情報の提供や人材育成、セミナー等の開催によるエコツーリズムの普及啓発に努めたことが相まって、エコツーリズムに関する取組の拡大、浸透が図られた。 2度にわたる温泉法の一部改正等により、温泉資源保護対策、国民の温泉に対するニーズに対応するための情報提供の充実、温泉の採取等に伴い発生する可燃性天然ガスによる災害の防止対策など、温泉行政に関する制度の見直しについて大きな進捗が見られた。							
	【必要性】 環境問題への関心の高まりに加え、余暇時間の拡大、都市化や高齢化の進行等により、優れた自然風景や野生生物等とのふれあいを求める国民のニーズが高まっており、これらニーズに対応する施策の必要性は高い。 自然とのふれあいについては、資源を持続的に保全しつつ、利用の質の向上を図るために行政の継続的な支援や普及・啓発等が不可欠である。今後とも、人材育成や自然体験活動のよりよい手法の模索等、質の高い自然ふれあい活動の提供を行っていくことが必要である。 利用の基盤となる公益性の高い施設整備を行政が行い、その他の収益性のある事業を民間団体が国等の認可を受けて実施している。また、国立公園の利用拠点等の整備を国が直轄事業として実施し、国定公園の利用拠点等の整備を地方公共団体が実施している。以上の役割分担のもと、行政が担うことが必要な範囲で施設整備を行っている。 国民の温泉への関心が高まる中、温泉資源保護対策や温泉の掲示内容等に関する多様なニーズへの的確かつ迅速な対応を図ること、また、温泉地を訪れる国民に自然資源である温泉の利用を広く享受させるための基盤を整えるなど、国による施策の必要性は高い。 国民の安全・安心の確保のため、温泉の採取等に伴い発生する可燃性天然ガスによる災害の防止について、国による施策が必要である。 保護、災害の防止及び適正な利用によって確保される自然資源であり観光資源でもある「温泉」の恵沢は、国民の公共の福祉の増進に寄与するものであり、国が全国的な見地から調査研究を実施する必要がある。							
	【有効性】 エコツアー総覧アクセス件数は、順調に増加(H17年度:606,977件 H19年度:871,229件)し、							

多くの国民に対して情報の提供を行っている。
 自然公園指導員やパークボランティアなど、自然とのふれあいをサポートする人材の育成・確保を図るとともに、都道府県等に自然に親しむ期間中の自然とのふれあいの推進を呼びかけ、自然観察会の実施、ホームページやガイドブックでの情報の提供等、自然への理解と関心を高めるための取組を積極的に実施し、自然ふれあい活動に寄与している。
 エコインストラクターの育成やセミナー等の開催を通じ、エコツーリズムの取組を支援し、優れたエコツーリズムが実践される土台づくりに努めている。エコツーリズムの実践により、旅行者や住民の意識が高まり、環境保全はもとより、新たな観光需要を起す観光振興、雇用の確保や経済普及効果による地域振興、環境教育の場としての活用など、様々な効果に寄与している。
 自然公園の利用者数は年間延べ 9 億人を超えており、快適な利用施設を整備する等の事業は、自然学習・体験に積極的に参加する動機付けとなることから、自然とのふれあいの推進に有効な施策である。
 定期的な温泉成分の分析とその結果に基づく揭示の更新等を内容とする温泉法等の改正、温泉の採取等に伴い発生する可燃性天然ガスによる災害の防止を内容とする温泉法の改正、及び温泉利用基準の見直し等により利用者の温泉への信頼の確保、温泉の適正利用、温泉の採取等に伴い発生する可燃性天然ガスによる災害の防止等が図られ、現在約 1,440 万人の利用がある国民保養温泉地の年間延べ宿泊利用者数の維持・増加を目指し、さらに魅力ある温泉地の形成や観光の振興に寄与することは、温泉の公共的な利用上有効である。

【効率性】

自然とふれあう機会や情報の提供、自然とのふれあい活動のサポートなどについては、Web サイトエコツアー総覧のアクセス件数の順調な増加に見られるように情報の提供とサポートの効率性を高めている。
 施設整備に際して、費用便益分析等の事業評価を実施し、コスト面からも有効性の高い効果がある事業を実施するなど、事業実施に当たっての効率性の向上に努めている。
 温泉行政に関する制度の見直しやわかりやすい揭示方法・揭示内容の検討など国民の温泉に対するニーズの多様化に対応した施策を推進することにより、自然資源である「温泉」を利用した国民保養温泉地等における宿泊利用人員数を維持するとともに、温泉の資源保護、可燃性天然ガスによる災害対策や適正利用の効率性を高めている。



<今後の展開>

エコツーリズム推進基本方針を策定し、エコツーリズム推進法の適正かつ効果的な運用を図る。
 温泉の資源保護及び適正な利用のため、「温泉資源の保護対策等に関する検討調査」などを引き続き、積極的に展開する。
 温泉の採取等に伴い発生するおそれのある可燃性天然ガスに関する安全対策を推進する。

予算事項（事務事業）について

当該施策に関する主な法律・税制等

5 - 1

- 自然環境保全法(昭和 47 年法律第 85 号)
- 自然公園法(昭和 32 年法律第 161 号)
- 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律(平成 4 年法律第 75 号)
- 二国間渡り鳥等保護条約(日米:昭和 49 年条約第 8 号、日豪:昭和 56 年条約第 3 号、日中:昭和 56 年条約第 6 号、日露:昭和 63 年条約第 7 号)
- ワシントン条約(昭和 55 年条約第 25 号)
- 生物多様性条約(平成 5 年条約 9 号)
- 生物多様性条約第 10 回締約国会議等に関する閣議了解(平成 19 年 1 月 16 日)
- 第三次生物多様性国家戦略(平成 19 年 11 月 27 日閣議決定)

5 - 2

自然再生推進法(平成14年法律第148号)
 自然環境保全法(昭和47年法律第85号)
 自然公園法(昭和32年法律第161号)
 海洋基本法(平成19年法律第33号)
 海洋基本計画(平成20年3月18日閣議決定)

5 - 3

絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律(種の保存法)(平成4年法律第75号)
 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(鳥獣保護法)(平成14年法律第88号)
 遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律(カルタヘナ法)(平成15年法律第97号)
 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律(外来生物法)(平成16年法律第78号)
 ラムサール条約(昭和55年条約第28号)

5 - 4

動物の愛護及び管理に関する法律(昭和48年法律105号)

5 - 5

温泉法(昭和23年法律第125号)
 エコツーリズム推進法(平成19年法律第105号)

目標 番号	関連する予算事項名及びその予算額(千円)	H19 当初	H20 当初	H21 反映
5-1	自然環境保全対策共通経費	59,190	53,261	
	自然環境保全基礎調査費	297,630	332,440	
	重要生態系監視地域モニタリング推進事業費	269,600	280,159	
	生物多様性情報システム整備推進費	62,816	57,109	
	生物多様性センター維持管理費	75,806	76,054	
	国土生態系ネットワーク形成推進費	30,003	29,400	
	アジア地域における生物多様性保全推進費	46,625	45,414	
	アジア地域渡り鳥等国際共同研究推進費	20,161	20,289	
	第10回生物多様性条約締約国会議招致準備経費	5,466	5,377	
	国際自然保護連合分担金	1,303	1,386	
	国際自然保護連合拠出金	6,753	7,113	
	アジア・オセアニア重要サンゴ礁ネットワーク構築事業	49,036	59,628	
	生態系総合管理基盤情報整備費	63,051	-	
	第三次生物多様性国会戦略実施等推進費	60,000	-	
5-1	アジア太平洋地域生物インベントリー・イニシアティブ推進費	-	9,924	
	生物多様性条約拠出金	-	19,978	
	「いきものにぎわいプロジェクト」推進費	-	49,762	
	生物多様性総合評価推進費	-	23,562	
	生物多様性国際イニシアティブ推進調査費	-	16,741	
	生物多様性保全推進支援事業	-	100,000	
	²¹ 海洋生物多様性情報整備及び保全戦略策定事業費	-	20,000	
5-2	自然公園等維持管理等共通経費	92,138	87,064	
	遺産地域等貴重な自然環境保全推進費	106,486	98,887	
	山岳環境等浄化・安全対策緊急事業費補助	150,000	150,000	

	国立公園管理計画等策定調査費	11,275	14,215	
	国立公園利用適正化システム策定費	21,286	23,267	
	国立公園等民間活用特定自然環境保全活動(グリーンワーカー)事業費	300,000	288,000	
	やんばる地域国立公園指定推進調査費	6,345	6,345	
	地方環境事務所電子政府システム維持管理更新費	17,484	10,000	
	国立公園内生物多様性保全対策費	42,613	44,196	
	特定民有地買上事業費	100,696	100,644	
	国立公園等管理体制強化費(アクティブ・レンジャー)	244,041	244,041	
	知床世界遺産センター(仮称)整備事業 (H20 名称変更: 知床世界遺産センター整備事業費)	344,529	357,576	
	景観形成推進事業	13,752	13,318	
	広範な関係者の参加による魅力的な国立公園づくり推進事業	18,089	31,807	
	国立・国定公園総点検事業	30,500	44,017	
	自然環境保全地域等保全対策費	3,516	2,994	
	サンゴ礁保全行動計画策定事業費	20,000	19,069	
	自然再生活動推進費	50,168	39,348	
	生物多様性センター整備費	83,419	60,000	
	里地里山保全・再生モデル事業調査費	48,084	-	
	²¹ 里地里山・里親プラン事業費	32,221	-	
	²² 海域国立公園強化方策検討事業費	15,057	-	
	²³ 海域の国立・国定公園保全管理強化事業費	-	10,000	
	²⁴ SATOYAMA イニシアティブ推進事業費	-	125,784	
5-3	鳥獣等保護行政共通経費	41,692	41,948	
	トキ生息環境保護推進協力費	18,409	23,384	
	ワシントン条約対策費	10,702	9,405	
	野生生物との共生推進費	35,596	17,706	
	特定野生生物保護対策費	145,304	146,123	
	希少野生動植物種保存対策費	12,957	9,590	
	希少野生動植物種生息地等保護区管理費	14,979	14,979	
	鳥獣保護基盤整備費	42,638	58,655	
	希少種保護推進費	232,403	261,614	
	野生生物保護管理施設等整備費	69,122	67,837	
	野生生物保護センター等維持費	120,062	110,504	
	野生鳥獣情報整備事業費	62,015	60,943	
	国際湿地保全連合分担金	5,932	7,639	
	国指定鳥獣保護区対策費	13,345	15,395	
	鳥獣保護管理対策費	122,698	103,059	
	国立公園における大型獣との共生推進費 (H20 名称変更: 国立公園等における大型獣との共生推進費)	22,051	43,958	
	野生鳥獣感染症対策事業費	65,771	81,408	
	国指定鳥獣保護区管理強化費	30,286	34,523	
	国指定鳥獣保護区管理指針検討調査事業	5,496	5,496	
	カルタヘナ議定書事務局拠出金	8,191	6,167	
²¹ 遺伝子組換え生物対策事業	54,945	49,724		

	22 外来生物対策費	54,051	49,325	
	23 外来生物飼養等情報データベースシステム構築費 (H20 名称変更: 外来生物飼養等情報データベースシステム運用費)	80,150	29,625	
	24 外来生物対策管理事業地方事務費	35,973	41,560	
	25 特定外来生物防除等推進事業	349,091	327,736	
	26 野生生物専門家活用事業費	31,475	31,475	
	27 外来生物戦略調査事業費	-	9,345	
5-4	調査連絡事務費	6,375	6,349	
	飼養動物との共生基盤強化事業	22,950	25,946	
	基本指針検討・推進事業	14,429	13,023	
	動物の適正飼養推進事業費	8,595	7,817	
	飼養動物の安全・健康保持推進事業	-	10,000	
	個体識別措置推進事業	29,485	26,993	
	動物愛護管理推進事業	5,033	10,255	
5-5	自然環境学習指導者育成事業費	4,599	4,778	
	自然公園等利用ふれあい推進事業経費	5,024	4,540	
	自然ふれあい体験学習等推進事業費	4,503	4,608	
	エコツーリズム総合推進事業費	128,817	134,018	
	子どもパークレンジャー事業費	11,201	-	
	自然公園等利用推進事業費	4,920	5,921	
	自然公園等事業に必要な経費	9,769,948	9,413,367	
	自然環境整備交付金に必要な経費	1,437,000	1,400,000	
	「五感で学ぼう！」子ども自然体験プロジェクト	-	26,367	
	温泉の保護及び安全・適正利用推進費	25,283	29,206	
	インターネット自然研究所バージョンアップ事業費	79,421	49,818	

終期を迎えた予算事項についての検証

予算事項番号	終期を迎えた理由	今後の対応策

特記事項

<p>< 政府重要政策としての該当 ></p> <p>< 当該施策に係る府省庁 > 指標 5-5 総務省消防庁、厚生労働省、経済産業省原子力安全・保安院、国土交通省 (温泉に関する可燃性天然ガス等安全対策関係省庁連絡会議)</p> <p>< 昨年度評価書からの変更点 ></p> <p>5-3- (参考)平成 19 年 3 月 23 日付け通知「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の一部を改正する法律の施行規則等について」において「国指定鳥獣保護区指定計画」を新たに示したため、当該内容を更新することとした。</p> <p>5-4- (間接) 都道府県等において引き取った犬ねこの数: 従来は狂犬病予防法に基づく犬の抑留数を含めていなかったため、抑留された犬の数も含めることとした。</p>

各目標に設定された指標について

目標番号 及び指標名	指標の解説
5-1-	(間接) モニタリングサイト設置数
5-2-	(間接) 国立公園計画の点検実施済地域数
5-2-	(間接) 自然再生推進法に基づく協議会数
5-2-	(間接) 環境省の自然再生事業実施地区数
5-3-	(参考) 脊椎動物分類群における評価対象種(レッドリスト作成に係る種。以下同じ。)に対する絶滅のおそれのある種数の割合
5-3-	(参考) 昆虫分類群における評価対象種に対する絶滅のおそれのある種数の割合
5-3-	(参考) 維管束植物分類群における評価対象種に対する絶滅のおそれのある種数の割合
5-3-	(参考) 保護増殖事業計画数
5-3-	(参考) 国指定鳥獣保護区指定箇所数
5-3-	(参考) 特定外来生物指定種類数
5-4-	(間接) 都道府県等による犬ねこの引取り数
5-5-	エコツアー総覧の年間アクセス件数
5-5-	(参考) 自然公園等利用者数
5-5-	(参考) パークボランティア登録人数 / 地区数
5-5-	(参考) 子どもパークレンジャー参加者数
5-5-	(参考) インターネット自然研究所のアクセス数
5-5-	(参考) 国民保養温泉地年度延宿泊利用人数
指標の解説	<p>5-1- : モニタリングサイトとは、全国の自然環境の劣化を早期に把握し、動植物や生息環境等の長期的モニタリングを行う定点をいい、全国満遍なく自然環境変化を測定するため、1,000 箇所程度設置するものである。</p> <p>5-2- : 28 の国立公園は 57 の地域に分けられ、それぞれの地域毎に公園計画が作成されている。公園計画については、国立公園をとりまく自然的・社会的条件の変化に対応して、概ね 5 年毎に見直すこと(公園計画の点検)とされているため、過去 5 年間に点検を実施した地域数を指標とする。</p> <p>5-2- : 自然再生推進法第 8 条に基づく協議会数</p> <p>5-2- : 自然再生事業を実施している地区数(環境省直轄事業、環境省交付金事業)</p> <p>5-3- : レッドリストの分類群のうち、脊椎動物分類群(哺乳類、鳥類、爬虫類、両生類及び汽水・淡水魚類)に係る評価対象種数に対する、同分類群において絶滅のおそれのある種(絶滅危惧類及び絶滅危惧 類)に該当する種数の割合</p> <p>5-3- : レッドリストの分類群のうち、昆虫分類群に係る評価対象種数に対する、同分類群において絶滅のおそれのある種(絶滅危惧 類及び絶滅危惧 類)に該当する種数の割合</p> <p>5-3- : レッドリストの分類群のうち、維管束植物分類群に係る評価対象種数に対する、同分類群において絶滅のおそれのある種(絶滅危惧 類及び絶滅危惧 類)に該当する種数の割合</p> <p>5-3- : 種の保存法第 45 条に基づき、保護増殖事業の適正かつ効果的な実施に資するため、環境大臣及び保護増殖事業を行おうとする国の行政機関の長が策定した保護増殖事業計画の総数</p> <p>5-3- : 鳥獣保護法第 28 条に基づき国の指定した鳥獣保護区の面積及び箇所数</p> <p>5-3- : 外来生物法第 2 条に基づき指定された特定外来生物の種類数</p> <p>5-4- : 都道府県等において引き取った犬ねこの数</p> <p>5-5- : エコツアー事業者、宿泊施設等の環境省が支援する情報配信ホームページの年間アクセス数</p> <p>5-5- : 国立公園、国定公園及び都道府県立自然公園の利用者数</p> <p>5-5- : 自然観察や利用者指導等を行うパークボランティアの一地区当たりの登録人数</p> <p>5-5- : 環境省と文部科学省が連携して実施する子どもパークレンジャー事業へ参加した小中学生の数</p> <p>5-5- : インターネット自然研究所のホームページへのアクセス数(毎年度1月期)</p> <p>5-5- : 自然とのふれあいを求めて、休養・健康づくり等のため国民保養温泉地に宿泊利用した人員数</p>

評価に用いた資料等	5-1- :新・生物多様性国家戦略の実施状況の点検結果 5-5- :平成17年度温泉利用状況(平成18年3月)
-----------	--



指標に影響を及ぼす外部要因	<p>5-2- :国立公園は、土地所有者に関係なく指定しているため、その公園計画の見直しに当たっては、土地所有者等の関係機関や地元関係自治体との調整が必要であり、これらの関係者の意思が影響する場合がある。</p> <p>5-3- ~ :野生動植物の種を取り巻く環境の変化や、野生動植物に係る知見・情報量が影響する。</p> <p>5-3- :利害関係者の理解や関係行政機関との調整の状況が影響する。</p> <p>5-5- :国民の志向や経済状況、気候や自然災害の発生、又は温泉地に対する風評等により影響を受ける。</p>
---------------	---